

平成23年11月22日

川口市長 岡村 幸四郎 様

川口市自治基本条例運用推進委員会

委員長 三宅雄彦



川口市自治基本条例の運用及び啓発について（平成23年答申）

平成21年12月4日付川総政発第55号をもって諮問を受けた川口市自治基本条例の運用及び啓発について、下記のとおり答申します。

一 はじめに

川口市自治基本条例運用推進委員会は、「川口市自治基本条例」（平成21年4月1日施行。以下「自治基本条例」という。）の運用及び啓発について、平成21年12月4日から情報公開、行政手続、行政組織の三つのテーマを調査・審議した上で結論をまとめ、平成22年11月26日に平成22年答申を行いました。

平成22年12月1日からは新たな委員を迎え、町会・自治会制度をテーマとして取り上げ、これまで6回の委員会を開催し調査・審議を進めた上で、以下のような結論を得たものです。

二 自治基本条例の運用について

自治基本条例の運用を調査・審議するにあたり、昨年の方針を踏まえつつ、条例の内容全体の実現を概括的一般的に検討するのではなく、条例の個別条項の実施を検討対象とすることを基本的な方針とし、審議を行いました。委員による意見交換の結果、今回は、町会・自治会制度を調査・審議対象とすることとしましたが、主に「市の町会・自治会関連施策」と「町会・自治会の自主運営」について、自治基本条例の規定に照らし合わせ調査・審議を行いました。

なお、自治基本条例が規定する事項は多くありますが、ある事項につき本答申が言及しないことは、本委員会がそれを自治基本条例に適合しているものと認めるることを意味するものではありません。

まず現在の問題点として、町会・自治会への市民の加入率が減少の一途をたどっていること、その結果、市民の自発的な協力が得られず、町会・自治会が担う重要な行政機能に困難な事態が生じていること、さらには、町会長・自治会長をはじめ町会・自治会を支える次世代の市民の育成も難しくなっていることが、喫緊の課題として議論されました。

この問題は一朝一夕に解決しうる問題ではありません。一方では、自治基本条例第8条が

「市民は、互いに助け合い、自治を実現するものとする。」、同第9条第2項が「市民及び市は、前項に規定する地縁による団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない。」と規定するように、市民が互いに助け合いながら、町会・自治会を通じて自治を実現することが求められています。しかし他方では、同第3条「市民は、自治を実現するためには、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するよう努めるものとする。」と規定するように、そうした市民の互助や協力は、あくまで市民各自の自発的な意思に基づかなければならぬことも確かです。したがって、町会・自治会への市民の加入率の低下、及びそれに起因する様々な問題があるとはいえ、現在のように、市が町会・自治会を任意団体ととらえ市民の自主性を尊重していることについては、やむをえないところもあります。

そこで、本委員会では、自治基本条例の趣旨を守りながら、現在の町会・自治会の問題を解決するべく、以下のように提案します。

(1) 町会・自治会は、市の市政運営の重要なパートナーとして準公共的な地位をもっており、町会・自治会がそうした重要な役割を果たすためには市民一人ひとりの積極的な協力が大切です。そのためには、町会・自治会がより市民に親しみやすいものとなり、また、市民の積極的な協力を確実に受け止められるものにならなくてはなりません。

こうした事情にかんがみて、町会・自治会が、市民に親しみやすく存在意義のあるものとなり、また、より民主的でより公正な運営が行われるよう、市は町会・自治会に積極的に働きかけをする必要があると考えます。具体的には、

- 町会・自治会の運営に重要な役割を果たす町会長や町会役員を対象とした、研修会や意見交換会において、町会・自治会が市に準じた公共的な役割をもつこと、町会・自治会が、市民意思の反映の義務（自治基本条例第11条）、情報公開・提供の義務（同第12条）、公平かつ誠実な取り扱いの義務（同第14条）を市に準じて尊重するべきこと、町会・自治会が市民に親しみやすい存在であるべきことについて、町会長や町会役員の高い意識の涵養に努めること。
- 市民一人ひとりの意見を町会・自治会に反映させるためのシステムを研究すること。
- 市予算の配分を得るために町会・自治会によるコンペ方式による事業提案など、市民が地域の問題を自主的に選択し解決する方策について研究すること。
- 町会・自治会等の地縁による団体の活動と、自主的に形成された市民団体による活動とが、有機的に連動し、相互に刺激しあって、地域全体が活性化するための施策について研究すること。

(2) 市民一人ひとりは、市政の主人公であると同時に、上に述べたような町会・自治会の重要な担い手であることからすれば、町会・自治会が生まれ変わるだけでなく、市民一人ひとりも町会・自治会の活動に積極的に参加していかなくてはなりません。

こうした事情にかんがみて、市民一人ひとりが、町会・自治会に積極的に参加していくよ

う、市は町会・自治会の活動について市民への啓発をより積極的に行う必要があると考えます。具体的には、

- 町会・自治会への加入促進を図るため、「自助・互助」の精神を取り入れたより分かりやすいパンフレットを作成し、市への転入者等に配布すること。
- 町会・自治会の役割を周知するため、アクセスしやすく、分かりやすいホームページを作成するなど、見てすぐわかる情報発信に努めること。
- 町会・自治会への関心のきっかけづくりのため、子ども、若者、高齢者といった世代に応じた広報活動に努めること。
- 自治基本条例が、市政における町会・自治会の重要な役割について規定していることについて、市民の理解を深めるために、自治基本条例の広報を引き続き積極的に行うこと。

三 鳩ヶ谷市との合併に係る自治基本条例の見直しについて

平成23年10月11日には川口市と鳩ヶ谷市の合併により、旧鳩ヶ谷市の市民及び区域が新たに川口市に編入されましたが、このことから、川口市自治基本条例は、旧鳩ヶ谷市の地域にも効力を有することとなりました。そこで、本委員会では、上記合併期日を前に、合併に伴う川口市自治基本条例の改正の要否について、調査・審議いたしました。

その結果、次のような結論を得ました。

第一に、川口市自治基本条例の前文及び本文について改正を行う必要はないと判断します。鳩ヶ谷市との合併と整合がとれないような川口市自治基本条例の条文は存在しないこと、また、川口市の歴史や環境に触れる前文を改正して、旧鳩ヶ谷市の区域に言及することも考えられるとしても、そのように改正してしまうと、現行の前文で必ずしも言及されていない川口市の既存の行政区域との、取り扱い上のバランスが崩れてしまうことが、その理由です。

しかし、条例の改正ではなく、第二に、川口市自治基本条例の「手引き」（逐条解説）において、川口市における過去の廃置分合の経緯、及び、行政区域の変遷を新たに記載することを提案いたします。これにより、既存の行政区域とのバランスを維持したまま、今回の鳩ヶ谷市との合併を明記することが可能になることが、その理由です。

四 その他

以上のような自治基本条例の運用及び啓発について議論する中で、行政に向けて提言を行うのか、市民に向けて提言を行うのかが、絶えず問題となりました。第一義として、町会・自治会が任意団体であり、その運営が自主性に任されているからには、その団体の存在意義や構成員の問題については、市民に向けて提言することになり、「市民は、自治を実現するために、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するように努めるものとする。」とする自治基本条例第3条の規定にも沿ったものとなります。

しかし、現状においては市民に向けての提言は実効性を持っているとは言いがたく、必然

的に行政に向けた提言を選択せざるを得ない状況となっていることからも、自治基本条例の趣旨を広く市民に浸透させ、市政に対する市民の「当事者意識」をいかに涵養するかが引き続き課題であると思われます。

また、自治基本条例第5条第3項、第7条第5項及び第30条が規定する、協働推進条例、市民参加条例及び市民投票条例の制定が予定されていますが、本委員会としても、これらの条例の制定について注視しています。

なお、自治基本条例の運用及び啓発に関する本委員会における議論については、今後改善の余地もあると思われます。将来的には、委員の定員や任期、委員会の開催日数などが問題となると考えられます。

以上